令和3年6月30日

主文

- 1 後記「事実」欄第2の2記載の原処分中、令和2年3月分から同年7月分までの納付猶予を不許可とした部分を取り消す。
- 2 その余の本件審査請求を却下する。

事実

第1 審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の 審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原 処分を取り消し、健康保険料の納付の猶予 を求めるということである。

- 第2 事案の概要(本件審査請求に至る経緯) 本件記録によると、請求人が本件審査請 求をするに至る経緯として、次の各事実が 認められる。
 - 1 ○○健康保険組合(以下「本件組合」という。)を保険者とする健康保険の適用事業所の事業主である請求人は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があったとして、令和○年○月○日(受付)、本件組合に対し、「健康保険料の納付猶予申請書(特例)」を提出して、令和○年○月分から令和○年○月分までの健康保険料の納付猶予の申請(以下「本件納付猶予申請」という。)をした。
 - 2 本件組合は、令和○年○月○日付けで、 請求人に対し、令和○年○月分から同年 ○月分までは「事業収入の減少等の事実 を証するに足りる書類の添付を求めまし たが添付されなかったため」との理由に より、同年○月分から令和○年○月まで は、納付猶予の対象外であるとの理由に より、本件納付猶予申請を許可しない旨 の処分(以下「原処分」という。)をし
 - 3 請求人は、原処分を不服として、当審 査会に対し、審査請求をした。
- 第3 当事者等の主張の要旨

理由

- 第1 原処分のうち令和○年○月分から同年 ○月分までの納付猶予を不許可とした部分 (「以下「A部分」という。)の取消し請求に ついて
 - 1 健康保険法(以下「健保法」という。) による適用事業所の事業主は、健康保険 料の納付義務を負い、毎月の健康保険料 は翌月末日までに納付しなければならず、 健康保険料は、健保法に別段の規定があ るものを除き、国税徴収の例によって徴 収することとされている(健保法第161 条、第164条及び第183条)。

そして、「新型コロナウイルス感染症等 の影響に対応するための国税関係法律の 臨時特例に関する法律 | (以下「特例法 | という。) 第3条第1項、国税通則法第 46条第1項、第46条の2第1項によ れば、新型コロナウイルス感染症等の影 響により、令和2年2月1日以後に事業 につき相当な収入の減少があった場合に おいて、納付すべき国税等の全部又は一 部を一時に納付することが困難であると 認められるときは、納期限から1年以内 の期間を限り、納税を猶予することがで きるとされている。また、その猶予申請 については、事業収入の減少等の事実が あること、一時に納付することが困難で ある事情の詳細等を記載した申請書に、 収入の減少等を証するに足りる書類、財 産目録等を添付して、これを税務署長に 提出しなければならない、とされている。

これを承けて、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による健康保険料の猶予の特例の取扱いについて」(令和2年5月7日保保発0507第1号・健康保険組合理事長あて厚生労働省保険局保険課長通知)(以下「本件課長通知」という。)は、事業につき相当な収入の減少があり、健康保険料を一時に納付することが困難であると認められるときは、申請に基づき、令和2年2月1日か

ら令和3年1月31日までに納期限が到 来する健康保険料の納付を猶予すること ができるとし、「事業につき相当な収入の 減少」とは、令和2年2月1日から猶予 を受けようとする健康保険料の納期限ま での間の任意の期間(1か月以上)にお いて事業等に係る収入が前年同期に比べ て概ね20%以上減少していることをい うとしている。また、猶予申請の際の添 付資料については、「収入や現預金の状況 等が分かる資料等が添付書類となるが、 これらの書類の準備が困難な場合は、職 員による口頭での聞き取りによることと して差し支えない。」、「猶予申請書の提出 があった際、当該適用事業所に係る国税、 地方税及び厚生年金保険料等の「猶予申 請書の写し一及び「猶予許可通知書の写 し」が添付されている場合は、…「事業 につき相当な収入の減少 | があり、かつ …「納付困難」であるものと取り扱って 差し支えない。」としている。

- 2 本件記録によれば、以下の事実が認め られる。
 - (1) 本件組合は、本件課長通知を承けて、 令和○年○月○日付けで、「健康保険 料の猶予の特例の取扱い方針につい て」(以下「組合方針」という。)を定 め、事業収入の減少等の事実を証する に足りる書類については、厚生年金保 険料の納付猶予に関し日本年金機構が 発行する許可通知書(以下「機構許可 書 という。)とし、事業主が申請に際 して提出すべき書類を、①本件組合が 定めた書式による納付猶予申請書、② 本件組合が定めた書式による納入計画 書、③機構許可書の3通と定めた(以 下「旧方針」という。)。そして、①の 納付猶予申請書用紙には、「申請にあ たって」と題する注意書きがあり、「申 請には、年金事務所あてに猶予申請を 行った際の許可通知書の写しを添付し てください。添付書類の提出が省略で き、また、審査もスムーズに進みます。 …年金事務所あてに猶予申請を行って いない場合は、健康保険料等の猶予を

行わない場合があります。」(以下「本件注意書き」という。)と記載されている。

- (2) 請求人は、本件組合から送付を受けた上記①、②の納付猶予申請書、納入計画書の用紙に所要事項を記載し、機構許可書(日本年金機構発行の令和○年○月分の厚生年金保険料の納付猶予(特例)許可通知書)を添付して、令和○年○月○日(受付)、本件組合に対し、本件納付猶予申請をした。
- (3) 本件組合は、同月〇日付けで、組合方針(旧方針)の一部を変更し、申請の際に提出すべき書類について、上記の①ないし③のほかに、④「新型コロナウイルスによる影響が出始めた時点の前後約1ヶ月分ずつの各銀行口座における取引明細書の写」を加え、上記①の猶予申請書の本件注意書きから下線部分を削除するとし、この変更は同日から施行するとした(以下「新方針」という。)。
- (4) そして、本件組合は、同月〇日に、 請求人に対し、上記④の取引明細書の 写しの追加提出を求めたが、請求人が これを提出しなかったことから、令和 〇年〇月〇日付けで、本件納付猶予申 請を許可しない旨の処分(原処分)を した。
- 3 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

上記2記載の国税通則法及び特例法並びに本件課長通知は、その文言からして、納付猶予申請の添付資料について、各健康保険組合に一定の裁量の余地を認めてにあから、本件組合が添付資料について定めた旧方針及び新方針は、いずれも、法令及び本件通知の要件を満たすものというべきである。しかしながら、保険者において、いったん旧方針を定め、これを事業主に周知した以上は、その方針に従って提出された申請については、日方針で処理すべきであることはいうまでもない。保険者が、その後に変更した新方針に基づいて、遡って審査することは、

新方針の方が事業主にとって有利であるとか、旧方針が誤りである等の特段の事情がない限り、信義誠実の原則に反するものであり、許されない。そして、本件においては、旧方針は、本件課長通知に定める事務処理方法に従ったものであり、これが誤りでないことは明らかであるし、また、旧方針の方が事業主にとって有利であることも明らかである。

したがって、原処分のうちのA部分は、 信義誠実の原則に反し許されないという べきである。同部分は妥当ではなく、取 消しを免れない。

第2 原処分のうちのその余の部分(令和〇年〇月分以降の納付猶予を不許可とした部分。以下「B部分」という。)の取消し請求について

本件記録によると、請求人は、令和○年 ○月○日付けをもって本件組合を脱退した から、同月以降の保険料納付義務はなく、 B部分を取り消すことによって得られる法 律上の利益はない。B部分の取消し請求 は、不適法であるから却下する。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。